

課税課からの
お知らせ家屋を取り壊したときは
市役所までご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有しているかたが、その固定資産をもとに算定された税額を、その所在する市町村に納める税金です。

家屋を取り壊したときは市役所課税課までご連絡ください。現地を確認させていただき、台帳から抹消させていただき、台帳から抹消させていただきます。連絡がなかったり、遅れてしまったりすると、翌年度も課税されてしまうことがあります。

なお、固定資産税は毎年1月1日に存在するものに課税されますので、年の途中に家屋を取り壊しても、その年度は税金を納めていただくこととなります。

家屋を取り壊すと
土地の税額が上がることも

土地に一定の要件を満たす家屋がある場合、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されます。このため、要件を満たしていた家屋を取り壊すと税額の軽減もなくなり、税額が上がる場合があります。

居住のための一定の要件を満たす家屋がある場合、200㎡までの部分は小規模住宅用地として税額の計算のもととなる課税標準額が6分の1に軽減されます。また、200㎡を超える部分については（家屋の床面積の10倍まで）、課税標準額が3分の1に軽減されます。

特例の適用は納付書と一緒に送りしている課税明細書でご確認いただくことができます。

■連絡先・お問合せ

課税課 岩井仮設庁舎

内線1755

給与所得者の住宅借入金等

特別控除還付申告説明会



住宅ローンなどを利用して、平成27年中にマイホームの新築・購入（中古住宅を含む）をしたときは、一定の要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◆とき 1月28日（木）
午前10時～

◆ところ 総合体育館卓球場

◆対象となるかた
給与が1か所のみで年末調整が済んでいて、ほかの所得がなく、マイホームの買換え・交換などを行っていないかた。（住宅取得等資金の贈与の特例を受けるかたを除く）

◆持参するもの
印鑑、計算機、黒ボールペン、申告者本人の預貯金の口座番号の分かるもの

◆提出するもの
①平成27年分給与所得の源泉徴収票の原本

②住民票の写し

③家屋の登記事項証明書

④家屋の取得対価の額が分かるもの（※1）

⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

⑥敷地などの購入に係るローンについて適用を受ける場合は、法務局で交付される敷地などの登記事項証明書、その敷地等の取得価額等が分かるもの（※1）

⑦交付を受ける補助金などの額を証する書類

⑧認定住宅【認定長期優良住宅・認定低炭素住宅】の新築等に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合は、【長期優良住宅建築等・低炭素建築物新築等】計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書またはその写しなど

※1 売買契約書・請負契約書などのコピー

その他詳細は下記までお問合せください。

■お問合せ

古河税務署 個人課税第1部門

☎0280(32)4161

内線55 音声案内2番